

活動実績証明について

障がい者スポーツ指導員は、活動実績証明に障がい者スポーツに関する活動内容を記入し、主催者等の証明(印、サイン等)を受けることで活動を証明することができます。

また、中級・上級障がい者スポーツ指導員養成講習会を受講する際には、以下のとおり、活動実績(経験)の証明が必要になります。

- ◇ 中級障がい者スポーツ指導員養成講習会を受講する際には、初級指導員として 80 時間以上
- ◇ 上級障がい者スポーツ指導員養成講習会を受講する際には、中級指導員として 120 時間以上

記入する内容は・・・

障がい者スポーツ指導員として活動(指導・支援)したこと

【 活動実績に含まれるもの(例) 】

- ・障がい者スポーツに関わる研修会や講習会に、受講者として参加した。
 - ・障がい者スポーツに関わる研修会や講習会の講師として携わった。
 - ・障がい者スポーツに関わる競技会やイベント、教室等に、審判員、補助員(ボランティア)等として携わった。
 - ・障がいをもつ個人(家族や友人等を含む)のスポーツ活動に加わった。
 - ・障がい者スポーツ団体(障がい者スポーツ協会・障がい者スポーツ指導者協議会・競技団体等)の支援・協力を行った。
- *「スポーツ」の中には、競技的なスポーツだけでなく、レクリエーションスポーツ、健康運動(体操)なども含まれます。

【 記入例 】

- ① 実施日 ② 実施内容(役割、時間など) ③ 証明 ※団体名、担当者名(印)など

活動実績証明				
年	月	日	事 項	証明者記名、印
2020	5	30	障がい者スポーツ大会(補助員)(8h)	〇〇協会
2020	9	10	知的障がい児水泳教室(2h)	〇〇スポーツセンター
2020	10	5	陸上練習(3h)	〇〇〇〇(個人名、印)

*なお、活動実績証明(冊子)に記入が難しいものは、別紙に実施内容、実施日、時間等を記入の上、証明を受けたものを活動実績証明として代えることができます。

No. _____

活動実績証明

氏名 _____

☆活動実績証明が新しくなります☆

在庫がなくなり次第、新しい活動実績証明冊子(水色)を順次、配布いたします。活動の時間を記入いただける欄を設けましたので、ご利用くださいますようお願いいたします。

<問合せ先>

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会スポーツ推進部

TEL:03-5695-5420 FAX:03-5641-1213

公認障がい者スポーツ指導者

[＜ 公認障がい者スポーツ指導者トップへ戻る ＞](#)

[資格をとりたい方](#)

[資格を持っている方](#)

[講習会・研修会](#)

[資格がとれる学校](#)

[各種書類・その他](#)

[指導者制度 書類のダウンロード](#)

[テキスト注文](#)

[お問い合わせ](#)

[講習会を開催する方へ](#)

[指導者に関するQ&A](#)

[各種書類・その他](#)

指導者に関するQ&A

[養成講習会について](#)

[資格全般について](#)

[資格登録について](#)

養成講習会全般について

- Q1. [全くスポーツをやった事がないのですが受講できますか？](#)
- Q2. [専門としている競技は特にないのですが、スポーツに関する資格を取得できるのでしょうか？](#)
- Q3. [養成講習会を受講したいのですが、いつ、どこで開催されるのですか？](#)
- Q4. [受講申し込みから、資格認定までの流れを教えてください。](#)
- Q5. [養成講習会を受講するためには、何か条件があるのでしょうか？](#)

Q1. 全くスポーツをやった事がないのですが受講できますか？

- A. 受講することはできます。
すでにスポーツ指導を仕事にしている方から、スポーツは苦手だけれど、スポーツ指導に関する知識を身に付けたいという方まで、それぞれのニーズにあった資格となっております。

Q2. 専門としている競技は特にないのですが、スポーツに関する資格を取得できるのでしょうか？

- A. 当協会の公認資格は、競技別の資格ではありません。
障がいや、さまざまな障がい者のスポーツを学べるカリキュラムとなっています。

Q3. 養成講習会を受講したいのですが、いつ、どこで開催されるのですか？

- A. 取得したい資格によって講習会の開催が異なりますので、詳しくは各講習会のページをご覧ください。
初級は[こちら](#)。中級、上級は[こちら](#)。スポーツトレーナー、スポーツコーチ、スポーツ医は[こちら](#)。

Q4. 受講申し込みから、資格認定までの流れを教えてください。

- A. お申し込み後、養成講習会を受講していただきます。
全ての講習を修了したあと、60日以内に資格登録手続きを進めていただき、申請が完了すると資格が認定されます。
なお、障がい者スポーツコーチ、障がい者スポーツトレーナー資格については、検定試験を合格する必要があります。

Q5. 養成講習会を受講するためには、何か条件があるのでしょうか？

- A. 初級障がい者スポーツ指導員の資格は、受講する年の4月1日現在で満18歳以上の方であればなたでも受講いただけます。その他の資格は、受講資格が別に定められていますので、詳しくは、[各資格のページ](#)をご覧ください。

Q&Aをご覧いただいても解決しない質問等ございましたら、下記またはお問い合わせフォームからご連絡ください。

(公財)日本障がい者スポーツ協会
スポーツ推進部 指導者育成課

TEL : 03-5695-5420 FAX : 03-5641-1213

MAIL : touroku127@jsad.or.jp

個人情報について

名義使用について

取材申請

リンク

このページの先頭へ

© 2012-2018 Japanese Para-Sports Association. All rights reserved.